

報告 2024年5月31日 国相手の大飯原発運転停止を求める裁判(大阪高裁)第6回口頭弁論

わずかな hpm1 火山灰(23万年前)で降灰層準など認められない 福島原発事故の汚染水問題から貴重な経験をくむべき

次回第7回口頭弁論 10月10日(木)14:00～ 大阪地裁202号法廷

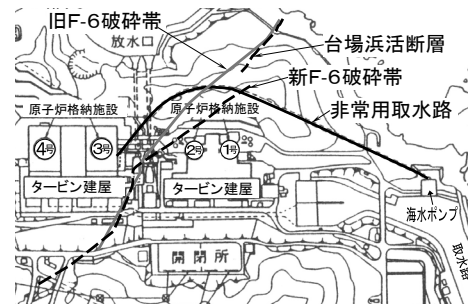


口頭弁論後の報告・交流会

5月31日、国を相手とする大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判(大阪高裁)の第6回口頭弁論が大阪地裁202号法廷で行われた。原告側は約70名参加した。前々回、3名の裁判官のうち裁判長と陪席裁判官1名が交代したが、今回は陪席裁判官2名が交代した。今回も前回に続き実質的な弁論更新がなされた。敷地内破砕帯評価と重大事故対策の2つの問題について、原告、国双方が各問題を約30分ずつプレゼンし、全体で2時間半と長丁場になった。

◆目視できないわずかな火山灰で降灰層準(火山噴火時に最初に堆積した層)とは言えない

敷地内破砕帯問題では、新F-6破砕帯が活断層であるかどうか(活動性)が最大の焦点になっている。国は、南側トレンチ「2層」には、23万年前の火山灰 hpm1(大山最下部火山灰)の降灰層準が存在する。新F-6破砕帯はこの「2層」に変位を与えていないため、23万年前より古いもので活断層ではないと主張してきた。原告代理人の瀬戸弁護士のプレゼンから始まった。「2層」の hpm1 火山灰は、目視で確認できないわずかなもので、これを降灰層準ということはできない。関電・国が確認できた hpm1 火山灰は、1試料の3,000粒中に0.1粒からせいぜい256粒程度というわずかな量だ。このわずかな火山灰をもって、「2層」の年代を特定することはできず、それを基に、新F-6破砕帯が約12~13万年前以降に活動していないと断定することはできない。新F-6破砕帯の直上には耐震重要施設(非常用取水路)が設置されている。設置許可基準規則3条3項は、耐震重要施設は活断層の真上に設置してはならないことを定めており、これに違反している。



さらに、新F-6破砕帯は、旧トレンチと南側トレンチの間では連続性が確認されていないため一連の活断層とは言えないこと、台場浜の活断層については、南方への延伸の可能性が専門家から指摘されていたが、具体的な調査はなされていない。南方に延びていけば、非常用取水路の真下か近傍に活断層が存在することになり、規則3条3項の対象となる。

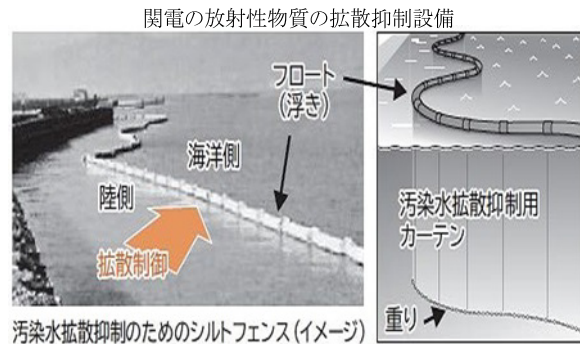
最後に、地下構造の調査について、三次元反射法地震探査の必要性を説明した。関電は二次元探査しか行っていない。二次元探査をレントゲン検査に例えるのであれば、三次元探査は地下構造を立体的に把握できるためCT検査、MRI検査のようなものだ。地質審査ガイドが求める詳細な調査はなされておらず、安全性が最も重視される原発の調査としては不十分だと強調した。

次に国がプレゼンを行った。「目視で確認されていないとしても」とわざわざ発言し、火山灰だけでなく「総合的に判断した」と述べた。また、有識者会合の委員の肩書を紹介し、専門家の審査で新F-6は活断層ではないと評価したと、専門家の権威を笠に着る内容だった。

◆国は福島原発事故の実態を踏まえた汚染水対策の必要性について何も反論できていない

重大事故対策は、熔融炉心が原子炉格納容器下部に落下する事故が起きた際、下部に注水するのに必要な設備が設けられているか（規則 51 条問題）、格納容器破損時に放射能の拡散を抑制するのに必要な設備が設けられているか（規則 55 条問題）が争点となっている。

51 条は、下部注水設備は独立性を有すること、又はそれと同等以上の措置を行える設備の設置を求めている。しかし、関電は格納容器上部からのスプレイ水を原子炉容器とキャビティの隙間等から落下させるとするだけで、独立した設備、あるいはそれと同等の設備を設けていない。



国はプレゼンで、今の設備が独立性を持つ設備と同等である根拠は示せなかった。55 条問題では、汚染水対策は発災後に柔軟に行えばよく、汚染水対策設備を事前に設ける必要はないとした。

続いて原告側の大橋弁護士がプレゼンした。51 条問題について、隙間等から落下させるだけでよいとするのは多重防護の根幹を成す独立性を軽視するものと強く批判した。55 条問題では、福島原発事故の汚染水問題の貴重な経験を汲み、事前に汚染水対策することが必要だと主張した。

◆交流会では、関電の乾式貯蔵施設についても議論

閉廷後、報告・交流会を行った。報告会では、まず冠木弁護士が裁判の全体的な状況を説明した。前回双方がプレゼンした基準地震動評価について裁判所は質問事項を出した。今回の二つのプレゼンについても裁判所から質問が出て、20 日の進行協議（非公開）で議論することになっている。

瀬戸弁護士は、わずかな火山灰について、国は今回も一切反論できなかった。その代わり「総合的に評価」したとし、「2 層」などにクサリ礫が含まれること等の 2 点を挙げた。しかし、これらは後付けであり、原告が今回出した準備書面（9）で全て反論している。hpm1 に関する原告の主張は、テフラ学の専門家の見解に基づいており、強い確信をもっている。

重大事故対策について大橋弁護士は、汚染水に対し事前に設備を設けておく必要はなく、臨機応変に対応するという国の主張は全く説得力がないと述べた。

参加者から、国の汚染水対策への批判の意見等が出された。

交流会では、関電の敷地内乾式貯蔵施設について、国の審査で浮き彫りになった積雪時の関電のいいかげんな対応等、除熱機能の大きな欠陥について報告、活発な議論がなされた。敷地内乾式貯蔵を止めていくための活動として、避難計画を案ずる関西連絡会は、カラーリーフの内容を紹介し、京都府北部 7 市町で戸別訪問・アンケート調査をしようと呼びかけた。今後も法廷内外の取り組みを強めていこう。

◎第 7 回口頭弁論 10 月 10 日（木）14:00 / 第 8 回口頭弁論 2025 年 1 月 17 日（金）14:15

◎裁判の書面、報告等 <https://x.gd/XwKPr>

2024 年 6 月 12 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局